

# 尾道市空家等活用促進モデル事業応募説明書

## 【1】事業概要及び応募要件

### 1 事業趣旨

本市では、平成29年3月に尾道市空家等対策計画を策定し、空家等の適正な管理や活用の促進に関する取り組みを進めています。

本事業では、空家等を地域の有効な資源として捉え、空家等を活用した地域活性化の促進を目的に、空家等の新しい活用方法の提案を公募し、優れた提案に対し空家等の改修等に要する費用の一部を助成します。

### 2 補助率及び補助金額

- (1) 補助率 補助対象となる改修工事等に係る費用の3分の2
- (2) 補助額 1モデル事業当たり最大250万円

### 3 採択数

1件程度（予算総額250万円の範囲内で採択。）

ただし、審査の結果、該当なしとすることがあります。

### 4 応募資格

次の(1)のいずれかに該当する団体等で、(2)の要件を全て満たすものを対象とします。

#### (1) 団体等

- ① 事業主となる個人
- ② 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行うものを除く。）
- ③ 特定非営利活動法人
- ④ 地域活動団体

#### (2) 要件

- ① 補助対象建築物の所有者等の同意を得ていること。  
ただし、補助対象者が補助対象建築物の所有権を取得した場合は除く。
- ② 改修工事等を行う補助対象建築物を10年以上管理し、活用し、運営することができること。
- ③ 補助対象者が個人である場合はその者、補助対象者が法人である場合はその役員が尾道市暴力団排除条例（平成24年尾道市条例第13号）第2条第1号から第3号までに掲げる者でないこと。

- ④ 補助対象者が個人である場合はその者、補助対象者が法人である場合は当該法人に市税等の滞納がないこと。
- ⑤ 補助対象建築物の所在地の商工団体※又は政府系金融機関から事業計画作成について指導を受けること。(ただし、活用後の用途により、不要とする場合があります。)  
※尾道商工会議所、因島商業会議所、尾道しまなみ商工会

## 5 補助対象となる建築物の要件

次の(1)から(7)の要件を全て満たす建築物です。

- (1) 本市の区域内に存する空家等であること。
- (2) 戸建て住宅、長屋住宅、集合住宅その他の建築物で現に人が居住せず、又は使用していない建築物であること(概ね1年間)。ただし、長屋住宅又は集合住宅は全棟空室であること。
- (3) 市ホームページへの掲載等、市の広報において事例として紹介することについて建築物の所有者等及び当該補助金を申請する者が了承していること。
- (4) この要綱に基づく補助金のほかに、この要綱に基づく補助金の対象工事と同一の部分に対して国又は地方公共団体から補助を受けて工事を行っていない建築物であること。
- (5) 建築基準法その他の建築に係る法令に照らし、適当と認められる建築物であること。
- (6) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項に規定する土砂災害警戒区域及び同法第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域に所在しない建築物であること。
- (7) 国又は地方公共団体が所有する建築物でないこと
- (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の適用を受ける店舗でないこと。

## 6 補助の対象となる工事

次の(1)に該当する費用で、(2)と(3)の要件を全て満たすものです。

- (1) ①から⑥に掲げる工事で補助対象建築物を滞在体験施設、交流施設、体験学習施設、創作活動施設、文化施設等の用途に供するため行う住宅等の取得(用地の取得を除く。)、移転、増築又は改築に資するために必要なもの。
  - ① 補助対象建築物に係る設計・監理費
  - ② 台所、浴室、洗面所及び便所の改修のうち必要なもの
  - ③ 給排水、電気及びガスの設備の改修のうち必要なもの
  - ④ 壁紙、床の仕上げ等の内装の改修
  - ⑤ 屋根、外壁等の外装の改修

- ⑥ 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの
- (2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第87条第3項を含め、関係法令を遵守すること。
- (3) 補助対象工事等の施工者は、特別な事由を除き原則として市内に本店、支店、営業所、事務所その他これらに類する施設を有する法人及び個人事業者に限ること。

## 7 改修工事等の履行期限（実績報告書の提出期限）

令和3年2月26日（金）

## 【2】応募手続き及び審査

### 1 応募スケジュール

順序	項目	日程
1	ホームページ掲載・公募開始	令和2年5月7日（木）から
2	事前相談	令和2年6月15日（月）まで
3	応募書類提出期限	令和2年7月3日（金）まで
3	プレゼンテーション審査	令和2年7月下旬
4	補助金交付決定通知書送付	審査会の7日後

### 2 応募方法

#### (1) 事前相談

応募に関しては、必ず応募期間中の6月15日（月）までに都市部まちづくり推進課へ事前相談をお願いします。その際、提出予定の書類をお持ちください。

#### (2) 提出書類

☆マークは、市ホームページからダウンロード可能な書類です。

- ① 補助金交付申請書（様式第1号） ☆
- ② 事業計画書（様式第2号） ☆
- ③ 事業収支予算書（様式第3号） ☆
- ④ 意見書（様式第4号） ☆
- ⑤ 補助対象建築物の賃貸借契約書（契約書に改修工事等に係る工事許可及び整備完了後10年以上の継続利用に関する承認事項が記載されていること。）若しくは建物売買契約書の写し又は当該事業の申請行為と申請内容を所有者等が確認し承諾したと確認できる書面
- ⑤ 補助対象工事等開始前の施工箇所等の写真
- ⑥ 現況平面図及び計画平面図
- ⑦ 建築年度及び所有者等が確認できる登記事項証明書（全部）又は名寄帳の写し

- ⑧ 改修工事等に係る見積書の写し（内訳の記載されたもの）
  - ⑨ 市税等の滞納がないことを証する書面
  - ⑩ 暴力団排除に関する誓約書（様式第5号） ☆
  - ⑪ 補助対象空家等が居住その他の使用がなされていないことが常態であることが確認できる書類  
※概ね1年以上使用されていない状況を示すもの（水道、電気メーターの記録など）
  - ⑫ その他市長が必要と認める書類  
事業計画を補完するものとして、A3版1枚程度（片面）を添付できます。
- (3) 応募書類の提出期限 令和2年7月3日（金）17時まで
  - (4) 提出部数 9部（正本1部、コピー8部）
  - (5) 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は、提出期限必着）

### 3 質疑について

応募に関して質疑が生じた場合は、令和2年6月12日（金）17時までに、質問事項・氏名・連絡先を記載のうえ、Eメールにより尾道市まちづくり推進課宛に送付してください。

回答については、質問者にメールで回答するとともに、随時市のホームページで公開します。

### 4 審査

#### (1) 審査方法

提案事業の審査は、尾道市空家等活用モデル事業審査会において、提出された応募書類及びプレゼンテーションの提案内容を、以下の視点により総合的に評価して行います。

- ① 事業の実現性
- ② 事業の継続性
- ③ 地域との調和・地域への貢献
- ④ 事業の先進性、独創性
- ⑤ 事業主体の適格性

#### (2) プレゼンテーション及びヒアリング

- ① 実施日 令和2年7月下旬予定 ※日時及び会場は別途通知
- ② プレゼンテーションにおける提案の説明時間は15分程度とし、その後10分程度で質疑を行います。実施方法の詳細については、別途通知します。
- ③ プレゼンテーションの内容は、提出のあった応募書類に基づくものとし、資料の追加配布は認めません。
- ④ プレゼンテーションの説明者は、補助者を含めて3名以内とします。

#### (3) 審査結果の通知

審査結果は、審査会の7日後に、応募者に対し、郵送により通知します。（到着日

ではありません。) また、ホームページで公表します。

(4) 配点 別紙1のとおり

## 5 提案採択後の手続き

採択者と個別に調整します。

## 6 実績報告、補助金の支払い

採択者は、補助事業が完了したとき、尾道市空家等活用促進モデル事業補助金交付要綱第12条に基づく補助金実績報告書類等の書類を提出していただきます。

市は、補助金実績報告書類等の内容を検査し、現地調査を行った後、交付条件に適合すると認められたときは、補助金額を確定し、補助金交付請求書により、補助金の支払いの手続きを行います。

## 7 その他の留意事項

- (1) 応募書類の作成及び提出に要する費用は、応募者側の負担とします。
- (2) 応募書類に虚偽の掲載をした場合には、提出された応募処理を無効とします。
- (3) 提出された応募書類は返却しませんので、その旨あらかじめご了承ください。
- (4) 採択後に、やむを得ない理由でモデル事業の内容を変更するとき又はモデル事業を取りやめるときは、必ず事前に相談いただき、手続きを行ってください。
- (5) 採択者は、次年度以降に市が行う空家等活用の取組みの中で、広報への掲載やインタビュー、会計検査等の対応など、モデル事業者としてご協力いただく場合があります。
- (6) モデル事業の運営開始後に、事業が継続されているか否かを市職員が確認に訪問することがあります。

## 8 お問い合わせ・応募書類送付先

〒722-8501 尾道市久保一丁目15番1号

尾道市 都市部 まちづくり推進課 住宅政策係

TEL (0848) 38-9347

FAX (0848) 38-9295

メール：[toshi@city.onomichi.hiroshima.jp](mailto:toshi@city.onomichi.hiroshima.jp)